

令和6年度

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金

## 申請の手引き

- ①初任者研修の受講料の半額（上限50,000円）と、  
実務者研修の受講料の半額（上限100,000円）を補助します。
  - ②令和5年4月以降に研修を修了した方が申請できます。
  - ③申請日以降、継続して3カ月以上市内の介護保険サービス事業所に勤務した方に補助金を交付します。
  - ④四街道市民だけでなく、市外にお住いの方も申請できます。
- ※予算を超える応募があった場合は抽選となります。

問い合わせ先

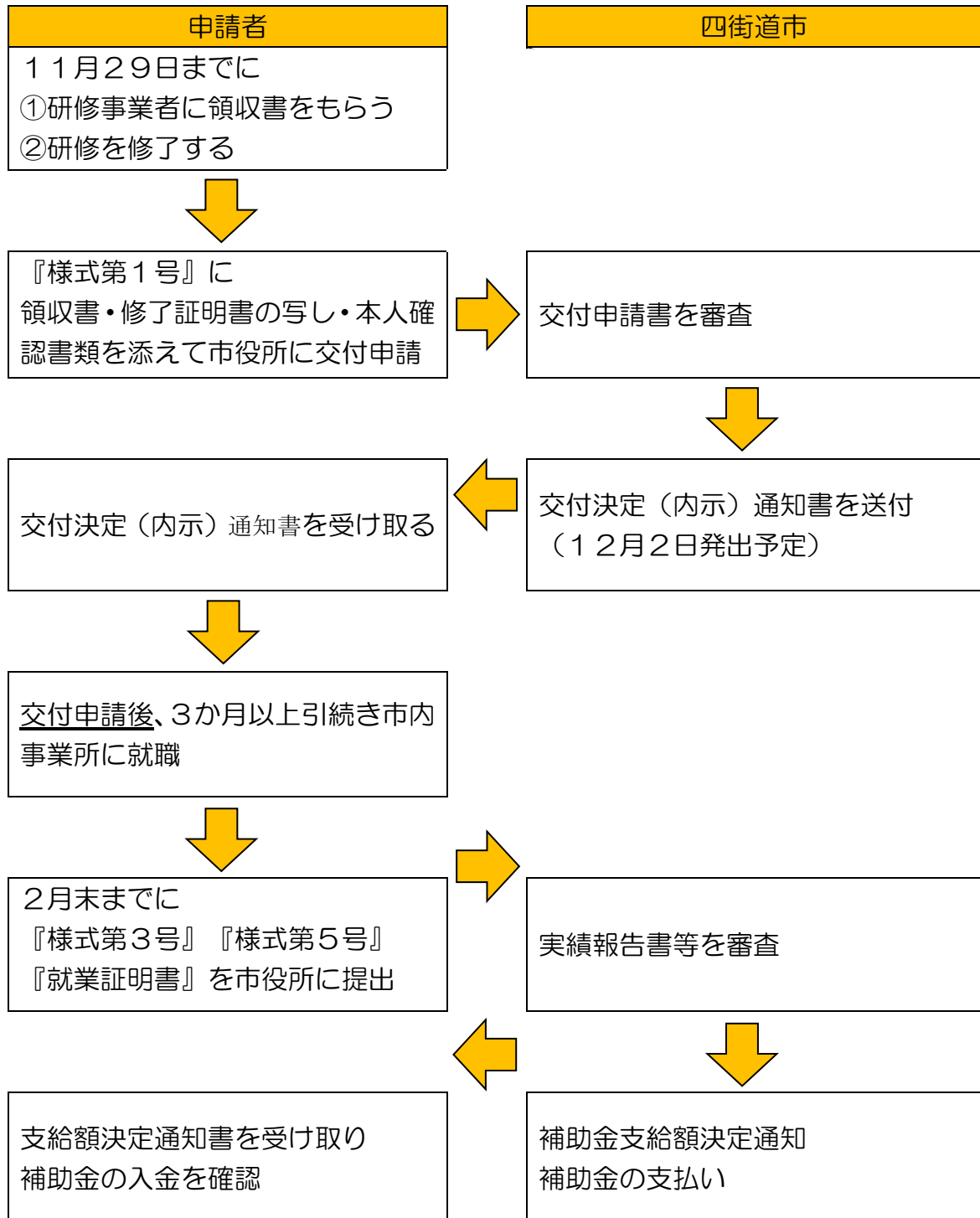
高齢者支援課賦課給付係

☎043-420-7522

## ●目 次

補助金支払いまでのスケジュール	3ページ
対象となる介護保険サービス	4ページ
交付申請書（記入例）	5ページ
四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 Q&A	7ページ
四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱	8ページ
就業証明書（様式例）	17ページ

●補助金支払いまでのスケジュール



●対象となる介護保険サービス

介護給付	予防給付
訪問介護	-
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	-
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-
夜間対応型訪問介護	-
地域密着型通所介護	-
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-
看護小規模多機能型居宅介護	-
介護老人福祉施設	-
介護老人保健施設	-

# 記入例

様式第1号（第6条第1号）

令和●●年 ●月 ●日

四街道市長様

郵便番号 284 - 8555

住所 四街道市鹿渡▲▲▲-▲

申請者 電話番号 043 - 421 - 0000

氏名 四街道 太郎

## 四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付を受けたいので、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

研修の種類	<input checked="" type="radio"/> 1 初任者研修 <input type="radio"/> 2 実務者研修	
養成研修 事業者等	所在地	郵便番号 284 - 8555 住所 四街道市鹿渡●●●-● （電話番号043 - 421 - 0000）
	名称	(株)四街道スクール 四街道校
研修修了日	●●●●年 ●月 ●●日	
補助対象経費	受講料	90,000円
交付申請額	45,000円	
添付書類	① 養成研修事業者等が発行する領収書 ② 同事業者が発行する修了証明書の写し ③ 申立書	

# 記入例

## 申立書

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付申請にあたり、本申請の対象となる経費について、他のいかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けていないことを申し立てます。

令和●●年 ●月 ●日

住所 四街道市鹿渡▲▲▲▲－▲

---

氏名 四街道 太郎

---

## ●四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 Q&A

Q1 四街道市民ではないのですが、申請できますか？

A1 市外にお住まいの方も申請できます。

Q2 何年も前から市内事業所に勤めています。昨年度初任者研修を修了したので、申請後すぐに補助金を交付してもらえますか。

A2 申請日から3か月以上の市内介護サービス事業所に勤めて頂く必要があります。

Q3 受講費用をクレジットカード払いにしたため領収書がないのですが？

A3 領収書を添付しての申請を前提としています。ただし、研修事業者において発行されるクレジットカード利用証明書を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。

Q4 クレジット利用でなく、研修機関の分割払いの設定をしています。申請年度中に支払が完結しないのですが？

A4 支払が完結していなければ、申請することはできません。

Q5 研修費用を口座振替により支払いました。領収書がないのですが？

A5 金融機関から利用明細等が発行されますので、領収書に代わるものとして申請することができます。ただし、介護職員初任者研修等の費用であること、支払い日、支払い者氏名など、必要事項が確認できるものとします。

Q6 通信講座に申し込んだのですが、該当になりますか？

A6 該当になります。

Q7 領収書を紛失してしまいました。

A7 研修校と相談し、領収書相当の書類を提出してください。

Q8 交通費は支給されるのでしょうか？

A8 補助の対象ではないため、支給されません。

Q9 事業者の代理申請は認められますか？

A9 代理申請は認めていません。

Q10 非常勤で就職するのですが、対象になりますか？

A10 助成の対象になります。

Q11 初任者研修費用の助成を受けた後、実務者研修費用の助成を受けられますか。

A11 助成の対象です。

Q12 初任者研修と実務者研修のセットのコースを受講したのですが、対象になりますか。

A12 助成の対象です。申請書類はそれぞれ作成し申請してください。また、領収書にはそれぞれの研修の内訳が記載されている必要があります。

## 四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得を含む。以下「実務者研修」という。）を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。

### (介護保険サービス事業所)

第2条 前条に規定する介護保険サービス事業所は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条及び第8条の2に規定する事業（ただし、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防特定福祉用具販売」及び「介護予防支援」を除く。）を提供し、又は施設を運営するもののうち市内に所在する事業所をいう。

### (交付の要件等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。
- (2) 介護職員として、前条に掲げる介護保険サービス事業のいずれかを行う 四街道市内の事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に、申請日以降3か月以上継続して就業していること。
- (3) 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。

2 前項の規定にかかわらず、研修の受講に係る経費について他の助成（本事業による補助を含む。）を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。

### (補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、研修に係る受講料とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち市長が必要と認めるものについて、予算の範囲内において1人につき実費の半額とする。ただし、次に掲げる区分を上限とする。



- (1) 初任者研修 50,000円
- (2) 実務者研修 100,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、11月末日までに四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者（以下「介護員養成研修事業者」という。）又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者養成施設」という。）が発行する第4条に規定する経費の領収書
  - (2) 前号の規定に拘わらず、補助金の交付を受けようとする者が介護員養成研修事業者又は実務者養成施設（以下「養成研修事業者等」という。）に対し、クレジットカード会社を介して第4条に規定する経費を支払う契約を締結した場合は、養成研修事業者等が発行するクレジット契約証明書
  - (3) 養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付決定（内示）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前条に規定する申請の総額が予算の範囲を超えた場合は、抽選の方法により可否を決定することとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者で第3条第1項に掲げる要件に該当するに至ったものは、遅滞なく四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書
- 2 前項の規定による報告の期限は、申請日の属する年度の2月末日とする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、支給の額を確定し、その旨を四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金支給額確定通知書(様式第4号)により、当該報告をした者に通知するものとする。

(支給決定の取消等)

第11条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項に規定する要件を満たすことができなかったとき。

(交付時期)

第12条 補助金は、第10条に規定する額の確定後に交付する。

2 第10条の規定により補助金支給額決定の通知を受けた者が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付請求書(様式第5号)により市長に請求しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱(平成28年6月1日施行)が廃止された場合、その効力を失う。

様式第1号（第6条第1項）

年 月 日

四街道市長 様

郵便番号 ー  
住 所  
申請者  
電話番号 ー ー  
氏 名

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付を受けたいので、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

研修の種類		1 初任者研修	2 実務者研修
養成研修事業者等	所在地	郵便番号 ー 住 所	(電話番号 ー ー )
	名 称		
研修修了日		年 月 日	
補助対象経費	受講料	円	
交付申請額		円	
添付書類		① 養成研修事業者等が発行する領収書 ② 同事業者が発行する修了証明書の写し ③ 申立書	

申 立 書

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付申請にあたり、本申請の対象となる経費について、他のいかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けていないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

様

四街道市長



四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付決定(内示)通知書

先に申請のありました、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付について、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり通知します。

研修の種類	1 初任者研修	2 実務者研修
交付の諾否		
交付申請額		円
交付決定(内示)額		円
否の場合の理由		
交付条件	申請日以降、四街道市内の介護保険サービス事業所に3か月以上継続して就業後、本年度2月末日までに実績報告を行うこと。	
その他		

(備考)

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱の規定により以下の場合、この通知による交付の許可を取り消します。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ることとします。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を支給する旨の決定を受けたとき。
- (2) 交付要件を満たすことができなかったとき。

様式第3号(第9条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

郵便番号 —  
住 所

申請者 電話番号 — —  
氏 名

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金実績報告書

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の支給を受けたいので、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

就業事業者	所在地	郵便番号 —  (電話番号 — — )
	名称	
研修の種類		1 初任者研修      2 実務者研修
養成研修事業者等	名称	
補助金額		円
添付書類		① 就業証明書

四街道市高遠第 号  
年 月 日

様

四街道市長



四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金支給額確定通知書

先に申請のありました、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の支給について、四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり通知します。

支給確定額	金	円
支払予定日	年	月 日

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、以下の場合はこの通知による支給決定を取り消し、既に交付した補助金等がある場合はその全部若しくはその一部の返還を命じます。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (2) その他当該決定の内容及びこれに附した条件(第 3 条第 1 項に規定する要件)に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

様式第 5 号(第 12 条第 2 項)

年 月 日

四街道市長 様

郵便番号 ー  
住 所

請求者 電話番号 ー ー  
氏 名

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付請求書

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金として、下記金額を請求します。

金 円

振込先	銀行 信用組合 信用金庫 農協		支 店 出張所							
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号							
	口座名義人	フリガナ								



# 様式例

年 月 日

四街道市長 様

## 就業証明書

名称(設置法人)

所在地

連絡先 ( )

代表者職氏名

名称(事業者)

事業者番号

所在地

連絡先 ( )

代表者職氏名

四街道市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の交付について、下記の者の就業につき、次のように証します。

法人証明欄	下記に記載される者は  年 月 日から3か月以上 当事業所で雇用していることを証します。
-------	---

## 記

雇用される者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	従業員の種別	
	常勤・非常勤の別	常勤 ・ 非常勤 (どちらか該当する方に○をして下さい。)

記載者 職氏名 ( )